

業務委託仕様書

1. 業務件名

南相馬市小高区におけるまちづくりプランのとりまとめ支援業務

2. 業務目的

福島相双復興官民合同チーム第二期復興・創生期間取組方針(令和4年3月8日付)において、広域まちづくり支援として、「各まちの重点案件、特に帰還困難区域を抱える自治体へ重点支援」、「エリア全体を俯瞰した帰還者と移住者の双方にとって魅力と活気のあるまちづくりへの支援」、「民間企業・団体等と連携した関係人口拡大・社会課題解決」、「高付加価値コンテンツの創出・定着」等が重点取組事項として位置付けられている。(なお、「エリア」とは、令和4～5年度に調整が進められている特定復興再生拠点の避難指示解除後に、各自治体内において特別な許可なしに立ち入ることが可能となる範囲を含む。)

公益社団法人福島相双復興推進機構(以下「機構」という。)は、この方針に従い、原子力被災12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村とし、以下「12市町村」という。)に対する支援を実施していくこととしている。

南相馬市小高区(以下「小高区」という。)については、平成28年7月に居住制限区域及び避難指示準備区域が解除され、市ではこれまで帰還者の生活環境向上のため、公設民営のスーパー、認定こども園、子供の遊び場などの整備を進めるとともに、市外避難者を対象とした相談会の開催など帰還促進のための事業を実施してきたところであるが、帰還者数は横ばいの状況であり、原子力災害からの再生を実現していくために引き続き必要な対応を求められている。

このような状況の中で南相馬市(以下「市」という。)は、令和5年度から令和12年度までの8年間を計画期間とする「南相馬市第三次総合計画基本構想」を令和4年12月に策定、令和5年度から令和8年度までを計画期間とする「南相馬市第三次総合計画前期基本計画」を令和5年3月に策定したところであり、当該計画の「旧避難指示区域の復興・再生」の項目において施策の方向性を示したうえでさまざまな取組を進めている。これらの取組をより効果的に進めるため、ひいては小高区の再生を加速化させるためには、地域コミュニティの再生を始めとした小高区が抱える課題に対して、地域住民や団体が連携して主体的に関わりながら進めていく必要がある。

本業務委託は、小高区のさらなる復興まちづくりの推進に向けて、小高区の地域住民や関係者が今後の小高区のまちづくりについてワークショップの形で議論し、地域の現状や住民の意向を十分に反映しながら、今後小高区において必要となる施策の方向性や取組について「まちづくりプラン」としてとりまとめとめることを目的とする。

3. 業務内容

(1) 小高区について、小高区の住民や関係者を集めたワークショップを官民合同チーム主催で開催し、小高区の将来像や小高区の今後のまちづくりの考え方や方向性等を議論したうえで、将来イメージ及びその実現に向けた具体的なまちづくりプランをとりまとめる。

なお、とりまとめたまちづくりプランは南相馬市に提案するものであり、令和8年度中に南相馬市で策定が想定される総合計画において、住民の声として反映するよう努めていただくことを想定していることに留意すること。

また、本業務は、下記【参考】に記載するとおり、2か年にわたって行うこととするが、本業務委託の対象とする令和6年度における業務内容は、下記(2)のとおりとする。

【参考】今後の検討の進め方（全体スケジュール）

① 1年目（令和6年度）

- ・検討メンバーや活動内容や手法等、実施に向けた事前準備としての体制作りを行うとともに、小高区の将来像を描き、今後の小高地区におけるまちづくりの考え方や方向性等、基本的な考え方を整理し、将来イメージをとりまとめる。

② 2年目（令和7年度）

- ・小高区について、1年目にとりまとめた将来イメージを踏まえ、その将来イメージの実現に向けた具体的なプランを検討し、まちづくりプランをとりまとめる。

(2) 令和6年度における業務内容

令和7年度における小高区のまちづくりプランのとりまとめを前提に、検討メンバー構成の検討（体制づくり）や活動内容や手法等事前準備を行うとともに、小高区の将来像を描き、今後の小高区におけるまちづくりの考え方や方向性等、基本的な考え方を整理し、小高区の将来イメージをとりまとめる。

なお、実施にあたっては以下の点に留意すること。

(a) 実施方針の検討

- ・検討メンバーの選出や、活動内容、進め方を検討する。

(b) 小高区の現況と課題の整理

- ・各種資料収集を行い、町の現況と課題について整理する。

(c) まちあるき

- ・小高区の現在の状況について出席者内の共通認識を図るため「まちあるき」を実施し、ポテンシャルや課題を整理する。

(d) 将来イメージの検討

- ・上記(b)及び(c)を基に、小高区の将来像（目指すべき姿）やコンセプトについてアイディア出しを行うとともに、次年度のまちづくりプランの具体的な検

討に向け、小高区の将来イメージの方向性や、将来イメージの実現に向けた活動内容、連携方法の検討を行う。

(e) ワークショップの開催

・上記(a)～(d)については、3回程度、住民や有識者によるワークショップを開催し、意見等を求めるものとする。なお、当該ワークショップについては、適宜ファシリテートを行う等、会議の運営及び意見集約等を行うものとする。

4. 履行期間

契約締結日 [契約締結後]～令和7年3月24日(月)

5. 進捗報告

(1) 週次報告

・機構(課長以下)とおおよそ週次での定例会を開催し、前回定例会以降の活動実績及び次期定例会までの活動予定について報告し、指示を受けることとする。

(2) 月次報告

・機構(G長以上)と月次での定例会を開催し、前回定例会以降の活動実績及び次期定例会までの活動予定について報告し、指示を受けることとする。

6. 納入物

下記の納入物を、「7. 納入先」に記載の宛先に送付する。

(1) 報告書(履行期間終了時): 1部

(2) 参考資料、データ等を記録したCD又はDVD等の電子データ: 1式

7. 納入先

960-8031 福島県福島市栄町6-6 福島セントランドビル4階

公益社団法人福島相双復興推進機構 福島本部 024-502-1115(代表)

担当: 平野(070-4560-9287)、小島(070-3889-7526)

8. その他

(1) 本業務の実施にあたっては、当機構と十分に打ち合わせを行い指示があった場合には、それに従い実施すること。

(2) 本事業は、機構からの委託事業であることから、対外的な資料については、機構の名において発出することとする。

(3) 本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合には、直ちに機構に連絡するとともに、委託先の責任において解決すること。

(4) その他、不明な点がある場合は機構に問合せ、機構の指示に従うこと。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点に関しては、国や県による勧告等に加え、機構の方針に従って本事業を実施することとし、機構の指示に従うこと。本

事業実施時には感染拡大防止に十分留意すると共に、オンラインツール等感染拡大防止に資する方策を適宜活用する。新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえた生活様式が一定期間継続されることを前提に、あるいは“アフターコロナ”の世の中の在り方を見据えて検討すること。

以上